

# 建設建築委員会記録(No.34)

1 日 時 令和6年12月9日(月)  
午前 9時59分 開会  
午前 11時12分 閉会

2 場 所 第2委員会室

## 3 出席委員(7人)

委員長	泉 日出夫	副委員長	山内涼成
委員	西田 一	委員	松岡裕一郎
委員	木畑広宣	委員	浜口恒博
委員	渡辺 均		

## 4 欠席委員(1人)

委員 中島慎一

## 5 出席説明員

都市戦略局長	上村周二	総務政策部長	吉峯禎利
都市再生推進部長	小野勝也	都市再生推進担当部長	政徳克志
緑政課長	高尾精一	都市整備局長	石川達郎
総務用地部長	埜谷章子	河川公園部長	船越英明
神嶽川旦過地区整備室長	草野尚嗣	公園管理課長	岡村宏幸
交通局長	白石基	交通局次長	河端隆一

外 関係職員

## 6 事務局職員

書記 岩瀬美咲 書記 嶋田裕文

## 7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	審査日程について	9日は議案の審査、10日は議案の採決及び請願・陳情の審査を行うことを決定した。
2	議案第141号 北九州市手数料条例の一部改正について	議案の審査を行った。
3	議案第144号 北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
4	議案第151号 市道路線の認定、変更及び廃止について	
5	議案第152号 且過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について	
6	議案第153号 損害賠償の額の決定及び和解について	
7	議案第191号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
8	議案第192号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
9	議案第193号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
10	議案第194号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
11	議案第195号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
12	議案第196号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
13	議案第197号 指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	
14	議案第198号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
15	議案第199号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	

16	議案第200号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	議案の審査を行った。
17	議案第201号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
18	議案第202号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
19	議案第203号 指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	
20	議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分	
21	議案第210号 令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算（第2号）	
22	議案第212号 令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算（第2号）	
23	議案第215号 令和6年度北九州市交通事業会計補正予算（第1号）	
24	議案第205号 令和6年度北九州市一般会計補正予算（第4号）のうち所管分（門司港地域複合公共施設整備事業について）	都市戦略局から報告を受けた。

## 8 会議の経過

○委員長（泉日出夫君） それでは、開会します。

本委員会に付託された議案は、お手元配付の一覧表のとおり22件であります。

審査日程については、本日は議案の審査を行った後、関連議案について報告を受け、明日は議案の採決及び請願・陳情の審査を行います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいまから議案の審査を行います。

議案第141号、144号、151号から153号、191号から203号、205号のうち所管分、210号、212号及び215号の以上22件を一括して議題とします。

審査の方法は、一括説明、一括質疑とします。当局の説明は、できるだけ要点を簡潔、明瞭にお願いします。なお、議案の説明は着席のまま受けます。

それでは、説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長 本日御審議いただきます都市戦略局所管の議案は、条例議案2件、一般議案

7件、補正予算議案1件の計10件でございます。

初めに、条例議案につきまして、令和6年12月北九州市議会定例会議案により御説明いたします。

170ページをお願いいたします。議案第141号、北九州市手数料条例の一部改正について御説明いたします。

本議案は、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、関連する北九州市手数料条例を改めるものでございます。180ページから194ページにかけて新旧対照表がございますので、後ほど御参照いただければと思います。

改正内容は、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、審査項目が追加されたことなどから、審査に係る手数料について、区分の追加と額の変更を行うものです。

施行期日は令和7年4月1日としております。

202ページをお願いいたします。議案第144号、北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本議案は、北九州市門司麦酒煉瓦館を観光施設としての位置づけを廃止することに伴い、関連する条例の規定を改めるものです。204ページから207ページにかけて新旧対照表がございますので、後ほど御参照いただければと思います。

改正内容は、門司麦酒煉瓦館について、観光施設という位置づけを見直し普通財産に変更することに伴い、条例中の門司麦酒煉瓦館に関する規定を削除するものでございます。

施行期日は令和7年4月1日としております。

条例議案の説明は以上でございます。

続きまして、一般議案について御説明いたします。こちらも、令和6年12月北九州市議会定例会議案により御説明いたします。

307ページをお願いいたします。議案第191号から第197号、指定管理者の指定について、北九州市営勝山公園地下駐車場等でございます。

これは、都市戦略局が所管する施設の管理運営に関して、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を指定するものでございます。

初めに、議案第191号、北九州市営勝山公園地下駐車場及び北九州市営天神島駐車場の2つの施設につきましては、小倉都心部パーキングマネジメント共同事業体を指定管理者に指定するものでございます。

議案第192号、北九州市営黒崎駅西駐車場は、公益社団法人北九州市シルバー人材センターを指定管理者に指定するものです。

議案第193号、到津の森公園については、公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会を指定管理者に指定するものです。

議案第194号、北九州市立山田緑地、北九州市ほたる館の2つの施設につきましては、九州造

園・グリーンワーク・しらすやまと共同事業体を指定管理者に指定するものです。

議案第195号、志井ファミリープールについては、ACEスギナプラス共同事業体を指定管理者に指定するものです。

次のページ、308ページをお願いいたします。続いて、議案第196号、北九州市立響灘緑地及びひびき動物ワールドの2つの施設につきましては、グリーンパーク活性化共同事業体を指定管理者に指定するものでございます。

議案第197号、北九州市平尾台自然の郷については、ハートランド平尾台株式会社を指定管理者に指定するものでございます。

なお、指定する期間につきましては、北九州市営天神島駐車場は令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、到津の森公園、志井ファミリープールは令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、その他の施設につきましては令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

一般議案の説明は以上でございます。

最後に、補正予算議案としまして、議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち局所管分につきまして、令和6年度北九州市補正予算に関する説明書により御説明いたします。なお、金額の説明は万円単位とさせていただきます。

37ページをお願いいたします。初めに、歳出予算です。9款1項1目職員費の補正額1億2,391万円のうち、所管分は1,263万円。

続いて、41ページをお願いいたします。11款1項1目職員費の補正額4,160万円のうち、所管分は1,466万円で、これらはいずれも人事委員会の勧告等に基づく給与改定や、期末勤勉手当の支給割合の変更等に要する経費でございます。

56ページをお願いいたします。続きまして、繰越明許費でございます。下から2段目の9款5項1目都市計画総務費、北九州高速道路建設事業の翌年度繰越額は2億1,000万円で、関係者との調整等に日時を要したため、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で都市戦略局所管分の議案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○委員長（泉日出夫君）** 総務用地部長。

**○総務用地部長** 続いて、都市整備局の所管議案について御説明いたします。御審議いただきます議案は、一般議案3件、指定管理議案6件及び補正予算議案3件です。

初めに、一般議案について、令和6年12月北九州市議会定例会議案書により御説明いたします。

277ページをお願いします。議案第151号、市道路線の認定、変更及び廃止についてです。

この議案は、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市道路線の認定、変更及び廃止を行うものです。

次のページをお願いします。まず、新たに市道として路線を認定するものは、門司区の白野江49号線など18路線です。

次のページをお願いします。路線を変更するものは、小倉南区の津田貫2号線など2路線です。

次のページをお願いします。路線を廃止するものは、小倉北区の魚町7号線など3路線です。

次に、議案第152号、且過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について御説明いたします。

議案書では、282ページから283ページまででございますが、タブレット配付資料により御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。本議案は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決に付さなければならない工事の請負委託に関するものでございます。

本契約は、本市が且過土地地区画整理事業の施工者として整備する立体換地建築物の新築工事及び店舗区画監理業務でございます。

契約金額は24億4,659万8,000円です。

今回、実施設計段階から施工者が参画し技術協力を行うE C I方式を採用しており、令和4年3月にプロポーザルにより選定された共同企業体と本市で、立体換地建築物新築工事の技術協力や施工に関する基本協定を締結しております。本業務については、この基本協定に基づき随意契約を結ぶものです。

契約期間は契約締結の日から令和8年9月30日まで、契約の相手方は若築・内藤・プロセスプラス共同企業体です。

本業務で建築する立体換地建築物は、1～2階が商業施設、3階から屋上階が駐車場の鉄骨づくり地上4階建て、延べ床面積8,257平方メートルの建物となります。

議決をいただきましたら、建築工事は年明けの令和7年1月から着工し、令和8年3月の建物完成を目指します。完成した建物を権利者へ引き渡した後に、権利者に行っていただく個店の内装工事に関して、設計や施工等の調整を本業務の店舗監理業務として、引き続き上記共同企業体が行うこととしております。個店の内装工事等の完了後、商業施設のオープンとなる予定です。

2ページ以降に立体換地建築物の平面図、設計図と店舗区画監理のイメージ図を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

それでは、定例会議案書にお戻りください。

284ページをお願いします。284ページでございます。議案第153号、損害賠償の額の決定及び和解についてです。

この議案は、令和6年7月24日頃に北九州市立本城霊園の樹木が倒れ、墓石等を損壊させた

事故について、損害賠償の額を決定し及び和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、お諮りするものです。

損害賠償の額は338万8,000円です。

和解事項は、本市は損害賠償金として338万8,000円を支払うものとする。本市は、本和解成立の日から1か月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。本市及び相手方は、本件事故に関し、和解事項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上または裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしないの3点です。

一般議案の説明は以上でございます。

次に、指定管理議案です。議案第198号から第203号、指定管理者の指定について、北九州市立門司駅前自転車駐車場等について、局が所管する6件に関し御説明いたします。

309ページをお願いします。この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定についてお諮りするものです。

議案第198号、北九州市立門司駅前自転車駐車場ほか17施設の指定管理者に指定するものは、公益社団法人北九州市シルバー人材センターです。

次のページをお願いします。310ページです。議案第199号、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場ほか2施設の指定管理者に指定するものは、北九州市シルバー人材センターです。

議案第200号、北九州市立河内自転車貸出し施設の指定管理者に指定するものは、河内さくら公園愛護会です。

議案第201号、水環境館の指定管理者に指定するものは、玄海グリーン&アドベンチャー共同企業体です。

指定期間は、いずれも令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

議案第202号、北九州市営住宅、公営住宅法の規定に基づき建設、買取りまたは借上げをした住宅及びその附帯施設を除く、八幡東区及び戸畑区の一部業務を除く。の指定管理者に指定するものは、北九州市住宅供給公社です。

次のページをお願いします。議案第203号、北九州市営住宅、八幡東区及び戸畑区の一部業務に限る。の指定管理者に指定するものは、北九州市住宅供給公社です。

この2点の指定期間は、いずれも令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。指定管理議案の説明は以上です。

最後に、補正予算議案について、令和6年度北九州市補正予算に関する説明書により御説明いたします。なお、説明に当たりましては目ごとに、金額は万円単位で御説明いたします。

まず、議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算のうち所管分です。

一般会計については、歳出予算の補正及び繰越明許費の追加及び変更並びに債務負担行為の追加です。

37ページをお願いします。歳出です。9款1項1目職員費、左から3列目の補正額1億2,391万円のうち所管分は1億1,128万円で、給与改定等に伴い職員給与費を増額するものです。

次のページをお願いします。9款5項3目街路事業費、補正額8,450万円は、折尾駅周辺連続立体交差事業に伴う国庫補助金返還金です。

次のページをお願いします。39ページです。6項1目繰出金、補正額6,538万円は、土地区画整理特別会計への繰出金です。

41ページをお願いします。11款1項1目職員費、補正額4,160万円のうち所管分は2,694万円で、給与改定等に伴い職員給与費を増額するものです。

56ページをお願いします。次に、繰越明許費です。

まず、繰越明許費を新たに追加するものです。

目の欄の上から4番目、9款3項1目道路維持費、翌年度繰越額6億800万円は国道199号ほか6路線の整備費について、その下、2目道路新設改良費、翌年度繰越額7,800万円は楠橋楠北1号線ほか1路線の整備費について、その下、4目道路景観整備費、翌年度繰越額780万円は黒崎4号線ほかの整備費について、その下、4項2目河川改良費、翌年度繰越額3億2,700万円は紫川ほか5河川の整備費について、2つ下、5項3目街路事業費、翌年度繰越額1億9,500万円は下曾根駅前線ほか5路線の整備費について、次のページをお願いします。次のページの一番上、5目公園建設費、翌年度繰越額4億380万円は山田緑地ほか6公園の整備費について、関係者、関係機関との協議等に日時を要したため、翌年度に繰り越すものです。

次のページをお願いします。58ページです。次に、9月議会で御承認いただいた繰越明許費の変更です。9款3項3目交通安全施設等整備費の翌年度繰越額を三萩野魚町線ほか4路線1億6,300万円に変更するものです。

次のページをお願いします。債務負担行為を新たに追加するものです。上から4番目、道路維持事業、限度額3億9,900万円は国道199号、若戸大橋、若戸トンネルの維持管理費です。その下、都市再生整備事業（河川）、限度額2億8,000万円はモノレール且過駅と且過地区立体換地建築物を接続する連絡デッキの整備費です。

81ページをお願いします。次に、議案第210号、令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について御説明いたします。

土地区画整理特別会計については、給与改定による歳入歳出予算の増額補正及び折尾土地区画整理事業の財源構成の変更に伴う歳入予算の補正並びに繰越明許費の追加です。

歳入です。上段の表、2款1項1目土地区画整理事業費補助金、補正額マイナス6,000万円は折尾土地区画整理事業に係る国庫補助金です。

下の表、4款1項1目一般会計繰入金、補正額6,538万円は一般会計からの繰入金です。

次のページをお願いします。7款1項1目土地区画整理事業債、補正額3,600万円は折尾土地区画整理事業に係る市債です。

次のページをお願いします。83ページです。歳出です。1款1項1目区画整理総務費、補正額4,138万円は給与改定等に伴い職員給与費を増額するものです。

次のページをお願いします。繰越明許費です。表の一番下、1款1項2目区画整理事業費、翌年度繰越額の合計額は1億100万円で、折尾土地区画整理事業及び旦過土地区画整理事業において関係者との調整等に日時を要したため、翌年度に繰り越すものです。

次に、議案第212号、令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算のうち所管分について御説明いたします。

89ページをお願いします。繰越明許費です。1款1項1目都市計画街路事業費、翌年度繰越額1億8,536万円は、7号線富士見工区の事業用地先行取得において関係者との調整等に日時を要したため、翌年度に繰り越すためです。

補正予算の説明は以上です。

以上で都市整備局関係議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

**○委員長（泉日出夫君）** 交通局次長。

**○交通局次長** 本日御審議していただきます交通局の所管議案は、補正予算議案1件でございます。

令和6年度北九州市補正予算に基づき説明いたします。

タブレットの47ページをお願いいたします。議案第215号、令和6年度北九州市交通事業会計補正予算第1号です。

これは、人事委員会の勧告等に基づく給与改定等の実施により、営業費用2,000万円を増額するものです。

詳細は、令和6年度北九州市補正予算に関する説明書により説明をさせていただきます。タブレットの99ページをお願いいたします。

令和6年度北九州市交通事業会計補正予算実施計画です。金額につきましては、万円単位とさせていただきます。

支出でございます。第1款自動車運送事業費、第1項営業費用のうち1目運転費、2目車両修繕費、9目運輸管理費、12目一般管理費の各費目の職員給与費について、給与改定の実施により合計4,000万円増額するとともに、1目運転費、7目施設使用料、9目運輸管理費、12目一般管理費の各費目の委託料等について、入札の結果、契約金額が予算額を下回ったこと等により合計2,000万円を減額し、予算規模を抑制するものでございます。

なお、100ページ以降に補正予定のキャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で交通局所管議案の説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願いいたします。

**○委員長（泉日出夫君）** これより質疑に入ります。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。質疑はありませんか。松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** それでは、1点質問させていただきたいんですけども、議案の153号、倒木による本城霊園の和解ということですが、この詳しい経緯等を教えていただけませんか。

あと、市民感覚で言えば、こういう倒木のチェック体制とかはどうやっているのかと思いますし、そもそも民間の感覚であれば、施設とか様々なものは保険とかでやったほうがスムーズにいく場合、自動車保険とか、市民感覚の話ですが、行政の考え方というのも教えてください。

そして、今回お墓の損壊ということで済んだんですが、これが人であった場合、本当に大変なことだと思いますし、また再発防止策というのを市としてどう考えているのか、この点について教えてください。

**○委員長（泉日出夫君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 霊園につきましてであります。まず、経緯としましては、倒木があったところでこちらに御連絡があつて、確認をした。先ほどありましたように、保険というところは、霊園に関しては掛けておりません。事例があつた場合に、その事例に対して、今言いましたように区役所が窓口になりまして、相手と内容の整理、和解、どうするということの調整をしていくということになります。

今回は、倒木がありまして、墓石が倒れているというところがありまして、当然見積り等を取りまして、状況はどうだということを、お互いに整理をさせていただいて、今回議案として提案しているところでございます。

通常チェック体制、当然この霊園、管理者は常勤で1人いますので、通常は目視で、木が生い茂っている、どうしているというところは確認をさせていただいております。

今回は、内部が腐食していたということが発見できなくて、倒木に至つたというところがございます。ですから、目視は、当然これからも整理をしてやっておりますし、生い茂ってきている、危ないというところは、当然工事で剪定をしていくという対応をしているというところがございます。以上でございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** 再発防止の考え方とかをお聞きしたと思うんですけど。

**○委員長（泉日出夫君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 再発防止、先ほども言いましたように、目視の確認というのは当然これからもやっていくというところで、危ないという判断があつた場合は、速やかに工事で剪定等をやっていくという体制を取っております。以上でございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** 何点か。今回、7月に倒木があつてということで、本来なら速やかに

賠償というか、300万円を超えた場合議会にかけるということで、本来なら9月議会でかけてもいいのを、12月になった経緯というのは、どんな感じなんでしょうか。再度聞くような形ですが。

**○委員長（泉日出夫君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 我々も速やかには考えておりますけども、我々も当然法律の担当部門等に確認をしたり、相手も内容的に確認をしたりということの、お互いのすり合わせというところでのこのタイミングになったということでございます。以上でございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** 分かりました。

あと、再発防止ですが、目視でということなんですけど、目視ではちょっと足りないんじゃないか。内部がというお話も先ほどあったかと思えます。樹木医とか、そういった者を定期的に入れるお考えというのはどうなんでしょう。というのは、これは墓の石だったからいいんですけど、万々が一ですよ、あまりないとは思いますが、もしお参りに来た人に当たってしまって、何かあった場合というのは、ましてや保険に入っていないというときには非常に大変だと思いますし、そういった樹木医による定期点検とか、そういった項目を今後検討するとか、再発防止について何かお考えが検討できないでしょうか。

**○委員長（泉日出夫君）** 公園管理課長。

**○公園管理課長** 樹木医の件では、道路とか、いろいろほかのところでもやっております。

当然経費の関係もございますけども、こちらのほうでできる範囲、どういうことができるかということは、当然検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 松岡委員。

**○委員（松岡裕一郎君）** 最後、要望させていただきます。

やっぱり目視だけでは分からない部分もありますし、内部が腐っていて空洞化して倒れる。今後、老朽樹木もあって、それが定期的に伐採とかできればいいんですけど、目視だけでは分からない。やっぱり定期的に、経費の中、難しいと思いますが、今後考えていただきたい。

というのは、これによって、墓石であったから、この金額で済んでいるんですけど、人命とか、小さい子供とかお年寄りとかがもしお参りに来て、そのときに倒れて何かあった場合というのは、本当にどうなんだろうかと思えます。これは、要望とさせていただきます。よろしくお願いします。

**○委員長（泉日出夫君）** ほかに質疑はありませんか。西田委員。

**○委員（西田一君）** すみません。私途中から入ったもので。且過の件で伺いますが、これ随意契約になっている理由、経緯をお聞かせください。

それから、門司港のくい打ちについてなんですけど、これ、ちょうど5億円ということで、くい打ちの建設費が5億円だったのを、これ各局分で案分しているのかどうかというところをお

聞かせください。

それと、指定管理者についてですね、今回、到津の森とひびき動物ワールド、それぞれ更新になっていて事業者が違うわけですが、これ、以前も御説明あったと思うんですけど、ここで改めて、例えば、到津の森に対してひびき動物ワールドの事業者が公募に応じたのかとか、そのところをお聞かせいただきたいです。以上です。

**○委員長（泉日出夫君）** 神嶽川旦過地区整備室長。

**○神嶽川旦過地区整備室長** 旦過地区の建物整備が随意契約になった理由、経緯について御説明をさせていただきます。

今回の業務につきましては、E C I方式というものを採用しております。アーリー・コントラクター・インボルブメントと言いまして、設計段階から施工者が技術協力者として参画いたしまして、設計者との協力の下、コスト縮減、工期短縮を目指す発注方式でございます。実施設計とは別に、技術提案、プロポーザルに基づいて選定されました施工業者、優先交渉権を持つ施工業者と技術協力業務の委託契約を締結いたしまして、国交省のガイドラインを準用しまして、基本協定を締結してございます。

今回、実施設計の最終成果を基に工事費の内訳書を作成いたしまして、内容について、その妥当性を確認しており、基本協定に基づき随意契約をしてございます。

旦過地区については、特徴といたしまして、事業スケジュール上、移転補償や解体工事、換地の設計など、同時並行で実施設計を行う必要がございまして、建物設計と市場が行う店舗関係の仕様の調整などを、同時並行で効率的、効果的に進めなければならないため、調整事項が多いということから、進捗状況に合わせた工事の調整が可能なE C I方式を採用して、このたび随意契約を行っておるものでございます。以上でございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 都市再生推進部長。

**○都市再生推進部長** 門司港地域複合公共施設について御説明させていただきます。

これは今日、後で御報告させていただく予定なんですけど、委員御指摘のとおり、6月議会で御承認いただいております建設工事費123億の債務負担行為の額を、くい工事のみを先行させて発注するために5億円に減額させていただきます。それで、この5億を各集約施設の所管局で分担して、予算計上させていただいているというところでございます。以上でございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 緑政課長。

**○緑政課長** 到津の森とひびき動物ワールドの件についてお答えいたします。

ひびき動物ワールドは、カンガルーの飼育をしているということから動物の飼育を得意としております北九州市どうぶつ公園協会に、条件付公募という形で指定管理をお願いしていたところですが、昨今、隣接しているグリーンパークと同じような入場者数の伸びが、ひびき動物ワールドではできないということで、そこでいろいろ検討してきたところです。その結果、カンガルーの飼育については、ひびき動物ワールドが既にノウハウを取得していて、それ

を引き継ぐことができるということがありましたので、今回ひびき動物ワールドは、到津の森とくっつけずに、グリーンパークと一体とした指定管理の募集をして、応募者が集まったところ。また、応募者が、到津の森ができないかといった問合せがなかったかということについては、それはございませんでした。

また、どうぶつ公園協会が、ひびき動物ワールドの指定管理をさせてほしいというようなお話もありませんでした。以上です。

**○委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** ありがとうございます。

まず、且過についてなんですが、E C I 方式ですか、の基本協定締結のとき、私、多分常任委員会にいなかったんだと思うんですが、アーリー・コンストラクション・インボルブメントって、さっきおっしゃいましたか。

**○委員長（泉日出夫君）** 神嶽川且過地区整備室長。

**○神嶽川且過地区整備室長** アーリー・コントラクター・インボルブメントでございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** だから、そのときに、きちっと競争が行われたということによろしいんですね。はい。いいです。いいです。

その間、これ令和4年に締結していますんで、もう2年半以上たっているんですが、その間、且過市場さん、それから市役所、行政とこちらの共同企業体で、相当いろんな協議とか繰り返してこられたんだと思うんですが、改めて且過地区の整備事業に関して、この企業体とこれまで協議してきた中で、何というか、こういったところが優れているとか、こういった提案が優れているとか、評価できるとかということがあれば、あるんでしょうけど、幾つか主な評価点を御紹介いただけたらと思います。

**○委員長（泉日出夫君）** 神嶽川且過地区整備室長。

**○神嶽川且過地区整備室長** このたびE C I 方式を採用させていただきまして、設計を進めてきたわけですが、この設計段階から、優先交渉権を持った企業と一緒に設計を進めた上で、効果があった点といたしましては、やはりどうしても、設計コンサルタントだけでは気づかない施工の段階での、例えば、製品のコストダウンの方法であったりV E 提案というところで、施工を見越した設計を進められたというところで、コストダウンの効果があったかと思っております。

そしてあと、契約においても円滑に進めることができたということと、あと、今やっぱり土木業界といいますか建築業界含めて、人材が不足しているという状況があるんですけれども、早めに、そういう施工業者も対応ができるということで、例えば、具体的に言えば、基礎工事のくい打ちの機械を早めに押さえることができたりであるとか、中で使う資材の調達の準備に早めに取りかかれるなど、工期についても有効なところがあったかと考えてございます。以上

でございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）ありがとうございます。ぜひ、再び北九州の台所として、お客さんでにぎわう市場になるように期待しております。

次、門司港の……。

○委員長（泉日出夫君）西田委員に申し上げます。門司港地域の複合公共施設は、この審査の後に、改めて報告いただくようにしていますので、そこでまたお聞きいただければと思います。

○委員（西田一君）分かりました。すみません。補正予算については、この後ということで。

○委員長（泉日出夫君）そうですね。

○委員（西田一君）はい、分かりました。

○委員長（泉日出夫君）はい、お願いします。

○委員（西田一君）指定管理についてです。先ほどの説明をもう一回そしゃくすると、どうぶつ公園協会さんは、特段、ひびき動物ワールドのカンガルーについて、ぜひうちに引き続きやらせていただきたいということでもなかった。ということは、どうぶつ公園協会さんは、どうぞグリーンパークさんで一体的にという御理解をいただけてるということではないんですかね。

○委員長（泉日出夫君）緑政課長。

○緑政課長 そのとおりでございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）承知しました。ありがとうございます。

○委員長（泉日出夫君）ほかに質疑はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君）私から、交通局に1点。人材を確保するためという意味も、本当に大きいんだと思いますけれども、必死で賃金アップに取り組んでいただいている結果だとは承知をしております。ただ、賃金の底上げが図られることは、確かにいいことなんですけれども、ベテランの職員、会計年度任用職員になるんだと思うけれども、運転手部門を含めて、ベテランの職員の上限額というのが決まっているんですよね。この上限額に底上げが図られるのと同時に、すぐ追いついてしまうという状況が生じているということがあります。そうするとね、ベテランのやる気がそがれるということにもなるので、何らかの工夫をする必要があると思いますので、ぜひ工夫をしてみたいということをお願いしておきます。

それから質問です。志井ファミリープールの指定管理者ですけれども、これは議案としても前出てきたんですけれどもね、この指定管理に志井ファミリープールを指定するに当たって、この経緯と増額の理由について、もう一度説明をしていただけませんか。

○委員長（泉日出夫君）緑政課長。

○緑政課長 志井ファミリープールのこれまでの経緯について御説明いたします。

志井ファミリープール、令和5年度の指定管理者を公募するときに、令和4年度になります

が、1度公募いたしました。それが、応募者がいないといった状況でした。その後、内容を検討した結果、当初、入場者数を10万人で予定していたんですが、昨今のレジャー離れもあるということで、9万人という形で想定をし直して、指定管理料の上限額も2,500万円に上げて公募を行いました。しかし、それでも応募者がございませんでした。

その後、志井ファミリープールのスライダープールが稼働できないということが発覚いたしました。その結果、スライダープール休止に関わるチケットの収入の減少及びスライダープールを目当てに来られる方がおられますので、その方々の入場者数の減少、それとエネルギー高騰による光熱水費の増額を考えまして、第3回目を入場者数8万人として、指定管理料上限額4,400万円で公募したところ、応募者が見つかったということでございます。

今年度、令和6年度にまた新たに公募を行っております。これは今回、市の統一的な新たな上限額の算定ルールに基づきまして、決算額や人員の配置を基に、消費者物価指数などの伸びを加えた形で指定管理料を算定しております。その内容といたしましては、入場者数は8万人、そして指定管理料の上限額を5,000万9,000円という形で公募した結果、応募者が見つかったということでございます。以上でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） ということは、今回の指定は8万人で5,009万円ということですかね。

○委員長（泉日出夫君） 緑政課長。

○緑政課長 5,000万9,000円でございます。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 9,000円か。物価高騰、それからいろいろな人件費の高騰等もあるので致し方ないとは思いますが、これ当初の予算額からすると4倍ですよ。中身については、スライダープールが休止されたことによるお客さんが減少したということですよ、マイナス要素が非常に大きいという中で、金額だけが4倍に跳ね上がっているということですよ、もう少し説明が必要じゃないですか。

○委員長（泉日出夫君） 緑政課長。

○緑政課長 この志井ファミリープールの運営自体が、指定管理料だけじゃなくて、入園料というのに大きく依存しているというところがございます。その中で、令和7年度になりますが、実際指定管理料5,000万9,000円、それ以外に自主的な事業をされるということで1,200万円、これも事業者が事業費として使うというところですよ。それに加えて、入園料の4,358万円、トータル約1億500万円の事業費でやっているということで、指定管理料の伸びだけ見ると、すごい何倍にもなっているんですが、全体の事業費から見ると、そこまではなっていないというところだと考えております。以上です。

○委員長（泉日出夫君） 山内委員。

○委員（山内涼成君） 入園料が下がるということは、これは当初の10万人から8万人に減らし

たというところの試算ですよ。それはマイナスされているんですよ。それで委託料は4倍になっているんですよ。ちょっと理解が難しいんですよ。

また、来年も上がるんですか、これ。

**○委員長（泉日出夫君）** 緑政課長。

**○緑政課長** 今回、指定管理3年間となっておりますので、3年間、令和7年度、令和8年度、令和9年度につきましては、指定管理料5,000万9,000円という形で推移させていただきます。収支といいますか、それが入園者数が減ったことによってかなり大きいんじゃないかというお話なんです。実際は、その入園料の中には、志井ファミリープールに入園する料金のほかにその他、例えば、波のプールを使う料金でありますとか、それとか、今回休止になりましたけどもスライダープールなどの追加、オプションといいますか、そういった料金を通常払っていただけていますので、その辺が、入園者数が減ることによって減ってしまっているという形になっております。以上でございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 山内委員。

**○委員（山内涼成君）** いやいや、そのとおりだと思うんですよ。だから、減った分を見込んで8万人にしているわけでしょう、ね。だけど、管理料だけが上がっているというのが、不思議ではないんですよ。

今の経営状況に応じて目標も下げているという説明だったですよ。目標も下げて、ほかにいろんな事業あるにしても、それは見込んでの額としてやっているわけでしょう。でも、これ当初の見込み、波のプールもあったはずなんですよ、それは何も変わっていないわけでしょう。だけど、入園者の人数を抑える、目標を下げたということは、入園料が減るよということも加味した上で設定をされているわけでしょう。ただ、この指定管理料だけが4倍に膨れ上がるというのは、少し説明不足じゃないかなと思うんですが。

**○委員長（泉日出夫君）** 緑政課長。

**○緑政課長** 先ほどと同じ答弁になりますけれども、やはり入園者数が減る。収入が減るということで、結果的には、利用料金制という、お金をもらって事業をやっていくというところもありますので、その辺、収益が減った分は、市が補填する形で、経営を成り立たせていっているというところがございます。

今後なんですけれども、現在、志井ファミリープールにつきましては、指定管理期間を3年とさせていただきます。それは、非常に施設が老朽化してきている。そのための補修費とかちゅうのも、結構大きなお金になっておまして、なぜ3年にしたかといいますと、施設の老朽化に伴いまして、現在市政変革推進室が実施しております主要施策の経営分析の中で、施設を今後どのようにやっていくのか、補修するのとか、例えば、料金上げるのとかもいろいろあると思うんですが、そういったものを検討していくこととしておまして、そういうのを考えまして、現在、指定管理期間を3年として、今後のことについていろいろ検討してい

るところでございます。以上です。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）経営分析は、指定管理者がやるんですか。

○委員長（泉日出夫君）緑政課長。

○緑政課長 市でやります。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）何にお金がかかるんですか。老朽化対策は、市がやるんでしょう。

○委員長（泉日出夫君）緑政課長。

○緑政課長 市がやりますけれども、軽微なものについては指定管理者で今やってもらってたりもしているんですよ。ですので、そういうのも踏まえて、今後どうしていくかというのを、現在検討しているところということでございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）よく分からんけど、後で聞きます。

○委員長（泉日出夫君）ほかに質疑はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君）副委員長の関連でいいですか。

すみません。私の地元の大切なプールですんで。私も、今やり取り聞いていて分かんなかったんですけど、繰り返しになりますが、指定管理料が増えました。それは、入場者が減る見込みだからですということでもいいんですかね。

○委員長（泉日出夫君）緑政課長。

○緑政課長 1つは、入園者数が減るということもございます。それと、最近のエネルギー費等の高騰による。その補填というのもございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）すみません。10万人から8万人、つまり2万人減って、収入は大体どれぐらい減ることになるんですか。入場者とか利用者収入というのは。

○委員長（泉日出夫君）緑政課長。

○緑政課長 約2割で、約2,000万円ほどかと思います。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）だから、入場料がまず2,000万円ぐらい減るだろう。それから、諸物価高騰で支出が増えるだろうというところを、指定管理料でプラスして乗せているという理解でいいんですかね。

○委員長（泉日出夫君）緑政課長。

○緑政課長 そのとおりでございます。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）それで、確かに老朽化進んでいますよね。だって、私のところなんか、も

う親子2代で使わせてもらっていますんで。私が中学か高校ぐらいのときから、その間もちろんね、僕の子供が今度プールへ行けるようになるまではブランクあるけど、もう親子2代で愛着持っているんで、ぜひ、まず現地で存続していただきたいというのは、もう大前提なんです。指定管理者、これ替わったわけですよ。

**○委員長（泉日出夫君）** 緑政課長。

**○緑政課長** 今回も令和5年と同じ業者になっています。そのときには替わったんですが。

**○委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** ぜひ指定管理者には、現地でしっかり根づいて、PRも工夫していただいて、入場者、ファンが増えるような御努力を、行政も、もちろん私もですけど、みんなでやりましょうということでお伝えください。以上です。

**○委員長（泉日出夫君）** ほかに質疑はありませんか。

ほかになければ、以上で議案の審査を終わります。

ここで、本日の報告に関係する職員を除き、退出を願います。

（執行部入退室）

次に、議案第205号、令和6年度北九州市一般会計補正予算第4号のうち、門司港地域複合公共施設整備事業について報告を受けます。

この事業は、総務財政委員会、経済港湾委員会及び教育文化委員会に付託され、審査されていますが、事業を統括する都市戦略局から報告の申出がありましたので、これを受けます。都市再生推進部長。

**○都市再生推進部長** 門司港地域複合公共施設整備事業につきまして御報告させていただきます。

令和6年度12月補正予算（案）では、門司港地域複合公共施設に関わる建設工事などに要する経費について、複合公共施設に集約する施設ごとの債務負担行為の減額補正を、それぞれの施設の所管局から計上させていただいております。このため今回の補正予算案全体の概要について、参考資料としてお配りしております、門司港地域複合公共施設整備事業についてにより御説明させていただきます。

まず、12月補正予算案の提案理由でございます。

門司港地域複合公共施設整備事業につきまして、令和9年度中の完成に向け、工期の遅れが極力生じないように、令和7年度当初より先行してくい工事に着手するため、今年度中にくい工事の契約を行うこととするものでございます。

このため6月議会で御承認いただいております債務負担行為の123億円のうち、くい工事に要する5億円に限定するため、減額するものでございます。

詳細につきましては、資料中段、12月補正予算案の概要のとおりでございます。

門司区役所と門司生涯学習センターは総務市民局、門司市民会館は都市ブランド創造局、港

湾空港局庁舎は港湾空港局、門司図書館は教育委員会がそれぞれ所管局として、6月議会で御承認いただいた債務負担行為を減額する補正予算案を提出させていただいております。

最後に、今後のスケジュール案でございます。

造成工事は、令和6年11月15日から着手しておりますが、令和7年3月末に完了する予定でございます。複合公共施設のくい工事は、補正予算案を御承認いただきましたら、令和7年3月末までに契約を締結いたしまして、令和7年度当初から着手する予定でございます。

以上で門司港地域複合公共施設整備事業についての説明を終わります。

**○委員長（泉日出夫君）** ただいまの報告に対し、質問、意見はありませんか。西田委員。

**○委員（西田一君）** 計画の予定について伺いたいんですが、さっき僕がした質問、案分でいうことでいいんですよね、はい。

とにかく、できるだけ早期に建築したいということで、くいだけでも先に打っておきたいと。だから、くいを打つ期間って、これどれぐらいかかる予定なんですか。

**○委員長（泉日出夫君）** 都市再生推進部長。

**○都市再生推進部長** 今想定しておりますのが、4月早々に着手したとして9月いっぱい、6か月程度想定しております。

**○委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 例えば、本体工事の予算がまたどこかで出てくると思うんですが、2月定例会では厳しいということですか。

**○委員長（泉日出夫君）** 都市再生推進部長。

**○都市再生推進部長** まだ、どの議会でというところまでは決定し切れていないんですが、今精査中ではございまして、ただ、できるだけ早期に、切れ目なくやるように努力しているというところでございます。

**○委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 2月定例会はどうかのかな、私もそういうふうに思いますが、それが6月議会なのか、あるいは9月議会なのかというところで。

そうすると、例えば、9月議会だと、まあまあ時間の猶予がありますんで、9月議会に本体工事の予算を再提出で再審議、仮に可決するということになる、くい打ち工事が10月ぐらいに終わるから、ちょうどいいタイミングで本体工事にもかかるという、僕の勝手なスケジュール、観測なんですけど、いかがですか。

**○委員長（泉日出夫君）** 都市再生推進部長。

**○都市再生推進部長** これもちょっと仮定の話になってしまうんですが、委員の御指摘の9月議会となりますと、9月議会で予算承認をいただいて、そこから契約手続を行うということになりますので、今回中止になった契約手続も半年以上かかることを考えると、そこに空きが出てしまうので、極力その空きがないようにやりたいというのが、今考えているところでござ

います。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）何で僕がこれを聞くかという、やはり一部の市民の御批判、御意見の中に、御承知のとおり、くいだけでも先に打って既成事実化して、是が非でもやるんだと。やることは、複合公共施設を建てることは我々も賛成しているんで、そういうふうにパフォーマンスの意味も込められているんじゃないかみたいな御批判もあるんで、私もそういう市民の批判については無視できない。やっぱりきちっと確認しないといけないので、こういうお尋ねしているんですよ。

ということは、くい打ちが4月から始まって半年程度、10月ぐらいに終わるだろうと。10月、11月なんですかね。そっから隙間なく、時間を置かずに本体工事ができれば、今回くい打ちだけでも先にやる、急いでやるという理屈が立ちますよね。となると、10月、11月から遡って、いつの議会で本体工事の予算案を出さないといけないのかということ、9月じゃ到底遅い、間が空いちゃう。ということは、遅くとも6月議会という認識でいいですか。

○委員長（泉日出夫君）都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 委員の御指摘のとおりだと思います。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）ならば、遅くとも6月議会、そのとき、私がここにいるかどうかは分かりませんが、という理解で今日は終わっておきます。以上です。

○委員長（泉日出夫君）ほかに質問や意見はありませんか。山内委員。

○委員（山内涼成君）入札不調に終わったということが、そもそもの原因なんですよ。

これ、6か月後であろうと何であろうと、また入札が不調に終われば延びていくということですよ、だから、これは増額するしかないわけですよ。

目くらましで、くい打ち工事だけを先にやるよということではないと思うんだけど、ただ、くい工事のみをやっている業者というのがあるんですか。

○委員長（泉日出夫君）都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 くい基礎工事の専門業者という方々がおられます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）大体その方たちは、本体工事をやる業者と連携してやるというのが今までの考え方だったと思うんですよ。今度、くい打ち工事だけを入札にかけるということは、本体工事と違う業者がやることも考えられるということになりますよね、そうしたときの責任の問題であるとかそういう部分、かしが出たときの判断材料をどうしていくのかという、一つ課題があると思います。

WTO案件で、これまでに分離発注があったのかどうか、教えてください。

○委員長（泉日出夫君）都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 WTOかというところは、ちょっと定かではないんですけど、調べたところ、過去20年で25件ほど、くいと本体を分離して発注しているという実績がございます。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）過去にあったことは分かっています。WTO案件であったかどうか、その数が分かりますか。

○委員長（泉日出夫君）都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 申し訳ありません。今ちょっと把握しておりません。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）もうこれ、WTO案件というだけで6か月間かかっちゃうんですね。だから、その感じで言えばね、この案件の中で6か月間置くということに、くい打ち工事だけを先行して別の業者がやるってなると、違うリスクが発生する可能性があるわけですね。そうするとWTOの案件として、それは要素を満たすんですかね。

○委員長（泉日出夫君）都市再生推進部長。

○都市再生推進部長 委員の御指摘の趣旨が、ちょっと私よく理解できていないんですけど。WTO案件は、何というんですかね、くいの部分を抜いたら駄目よとか、そういった規定はないはずですので、その点に関して何ら問題はないのかなって、私は思っています。

○委員長（泉日出夫君）山内委員。

○委員（山内涼成君）確かに、そこはないと思うけども、一応確認してもらえませんか。WTOの要件、そこを確認してほしい。ちょっとお願いしておきます。それと件数ね、WTO案件で何があったか、あるのかないのか、あれば何件かというのを教えてください。以上です。

○委員長（泉日出夫君）西田委員。

○委員（西田一君）すみません。山内委員の質問の意図が分かんないんです。というか、すみません、不勉強なもので。

今回、WTO案件になるんだけど、そこでくい打ちだけ分離発注する。つまり、WTO案件に関して分離発注ができるのであれば、我々常日頃から、従来ずっと申し上げてきているのは、とにかく地元優先、受注は地元優先、とにかく何にしる地元優先ですよ。だから、WTO案件の分離発注、つまり分離発注することによってWTO案件にしないという業ができるんだけど、それが別に、何というか、どう言ったらいいんだろう。法に抵触しないというか、別にそうすることによってWTO案件にしないということもできるんですよという……。

○委員（山内涼成君）いえいえ。

○委員長（泉日出夫君）できないです。

○委員（西田一君）できないですよ、うん。それはできないですよ。

今回、くい打ちを除いた額でも、WTO案件になるからセーフという理解なんですか。だから、WTO案件でも、残りがWTO案件として残るのであれば、分離発注できるということな

んですか。ちょっとすみません。そこが、制度上の細かい、具体的なところ分かんないもので。

**○委員長（泉日出夫君）** 都市再生推進部長。

**○都市再生推進部長** 私も契約関係の本職じゃないんですけど、WTOになるかならないかというのは、発注予定金額が、今で言うと24億円か25億円かだったと思うんですけど、その工事金額のものを発注する場合は政府調達の関係で、門戸を広げて契約締結国からも参加できるという認識です。ですから、この工事をどういうふうに分ける分けないというところに、ここのWTOが関わってくるかということ、そこは違うのかなと思うんですよね。

ですから、今回くいを外しましたけど、残っているところでいくと、当然24～25億円は超えますんで、本体部分はWTOでの手続になってくると思うんですが、5億のくい工事につきましてはWTOは関わりませんので、通常の一般競争入札というやり方でやっていくと。ですから、何が言いたいかということ、端的に言うと、発注する工事金額が幾らか、その金額が、WTOが求める金額以上か以下か、唯一その判断だけだと思います。

**○委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** 私、技術監理局に聞くべきなんだろうけど、ということは、例えば、仮に、仮にですよ、そういうことないんでしょうけど、5億でくい打ちした後の残りの額が120数億なんですけど、これも、もろに大きなWTO案件にはなると思うんですけど、極端な話、じゃ、できる限り北九州市内の事業者には何とか受注していただきたいということで、24～25億、WTO案件の最低の金額だけ残して、あとはもう小刻みに分離発注するちゅうこともできないことはないということですか、制度上。

**○委員長（泉日出夫君）** 都市再生推進部長。

**○都市再生推進部長** 今、委員の御指摘の分は、理論的にはあるのかなと思うんですけど、建築工事の場合、総合的に上物は施工管理していくという形を取りますので、例えば、道路工事であれば、区間ごとに切っていくということは割と可能なんですけど、建築工事の場合、本体工事の中の内装工事だけを外に出すとか、何ですかね、型枠工事だけを外に出すとか、それはなかなか、工事の施工管理上非常に難しいので、実際そういうことはされないというのが常だということですよ。

**○委員長（泉日出夫君）** 西田委員。

**○委員（西田一君）** ちょっと生々しかったので、メディアの皆さん、今のところカットです。というのは冗談で、分かりました。すみません。もう本当、勉強のために質問しました。すみません。失礼しました。

**○委員長（泉日出夫君）** ほかに質問、意見はありませんか。

ほかになければ、以上で議案の報告を終わります。

明日も午前10時に開会します。本日は、以上で閉会します。

---

建設建築委員会 委員長 泉 日出夫 ㊞